

News Release

平成 23 年 8 月 18 日
消 費 者 庁

「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」取りまとめについて

「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）の検討結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1 経緯

「集团的消費者被害救済制度」に関し、「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」（平成 22 年 9 月）を踏まえ、同報告書における「財産保全制度」及び「行政による経済的不利益賦課制度」について検討するため、消費者庁に關係幹部を構成員（主査：消費者庁次長）とし、有識者及び關係省庁職員をアドバイザーとする検討チームを設け、昨年 12 月以来、計 9 回にわたって議論。

2 検討結果のポイント

(1) 問題の所在

いわゆる悪質商法に相当する事案による深刻な消費者被害については、

- ・事業者が財産を隠匿・散逸させる場合が多い。
- ・被害が発生すると、その回復が困難。

（例：未公開株・怪しい社債等の募集勧誘等のいわゆる投資・利殖詐欺事案のほか、外国通貨取引、金貨の即現金化 等）

(2) 検討結果

① 悪質な財産事案に対する行政措置の導入（消費者安全法の改正）

消費者被害を拡大させるいわゆる悪質商法であって個別法では対応できないものについて、消費者庁による事業者への行政措置（勧告、命令等）を導入することが適当。

また、新たな行政措置の導入に併せて必要な調査権限の拡充を図る。

②現行制度の積極的活用

関係行政機関等からの通知や行政措置を行うための調査によって、悪質事業者の犯罪利用預金口座等を特定する情報を得た場合には、振り込み詐欺救済法に基づき、金融機関に対して積極的に情報提供を行う。(上記①の悪質な財産事案に対する行政措置の導入に併せて、消費者庁による金融機関への情報提供義務規定を導入することも考えられる。)

【参考】振り込み詐欺救済法(※)について

振り込み詐欺救済法では、金融機関は、捜査機関等(消費者庁や消費生活センター等も含まれる。)からの情報提供等を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとされている。

同法に基づく情報提供を積極的に行うことにより、預金口座等への振込みを利用した悪質事業者による財産の隠匿・散逸の防止に資する。

(※) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第三百三十三号)

<期待される効果>

新たな行政措置の導入・調査権限の拡充により、消費者被害の発生・拡大の防止に資する。

併せて金融機関への情報提供義務規定も導入できれば、財産の隠匿・散逸防止にも資する。

③経済的不利益賦課制度(課徴金制度等)

以下の点を踏まえ、具体的に個別法(※)を前提として検討を深める必要がある。

一制度が機能する事案及びその実効性(偽装表示、被害者が特定できない事案等)

一被害者への配分の法制上の可否(被害者に配分しないとかえって被害回復の妨げになる)等

(※) 景品表示法への課徴金導入

消費者庁移管後に被害者救済制度の総合的な検討を実施する際に併せて検討することとされた。

④破産手続開始申立て

破産手続開始決定により、事業者が預貯金に限らず全ての財産の処分を

自由に行えなくなるなど有効であるため、消費者庁による破産手続開始申立てに関する以下の点について、引き続き検討する。

一債権者でも監督官庁（※）でもない消費者庁が破産手続開始申立てを行う法的根拠

一申立てに必要な資料（財務状況を把握するための帳簿類）等の入手に必要な調査権限、体制 等

（※）金融機関等の監督庁に破産手続開始申立権を認めた法律

「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」

3 今後の進め方等

本年秋以降、消費者庁で各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、引き続き議論を深める。

本件に関する問い合わせ先

消費者庁消費者制度課 南、佐川、岡田

TEL : 03(3507)9167 (直通)

H P : <http://www.caa.go.jp/>